

電気事業法等の一部を改正する法律附則  
第九条第一項の規定に基づき一般電気事  
業者が定める託送供給等約款で設定する  
託送供給等約款料金審査要領

## < 目 次 >

### 第1章 総則

### 第2章 「原価等の算定」に関する審査

#### 第1節 基本的考え方

#### 第2節 営業費

#### 第3節 事業報酬

#### 第4節 控除収益項目

#### 第5節 比較査定

### 第3章 効率化努力目標額の算定等

#### 第1節 比較指標

#### 第2節 点数評価の方法及び分類方法

#### 第3節 効率化努力目標額の算定

#### 第4節 効率化努力目標額の取扱い

### 第4章 「アンシラリーサービス費への整理」に関する審査

### 第5章 「料金の計算」に関する審査

#### 第1節 「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」に関する審査

#### 第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

#### 第3節 インバランス料金の設定に関する審査

# 電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金審査要領

## 第1章 総則

### 1. 基本方針

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「平成26年改正法」という。）附則第9条第1項の規定に基づき、同項に規定する一般電気事業者（以下単に「一般電気事業者」という。）が定める託送供給等約款の認可に当たっては、この要領に従って審査を行うものとする。

- (1) この審査に当たっては、認可の申請がなされた託送供給等約款料金が、電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成27年経済産業省令第57号。以下「算定省令」という。）に則って算定されていることを前提とする。
- (2) 算定省令第3条第1項における「一般送配電事業等（一般送配電事業及び発電事業（その一般送配電事業（最終保障供給を行う事業を除く。）の用に供するための電気を発電するものに限る。）をいう。以下同じ。）を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）」については、一般電気事業者が申請した原価等について、その適正性を審査した上で、当該申請を行った一般電気事業者（以下「申請一般電気事業者」という。）及び他の一般電気事業者が申請した原価等を勘案して、経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行うものとする。
- (3) 算定省令における「基準託送供給料金の設定等」（算定省令第3章）については、料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められるとともに、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものとなっていないか否かを審査するものとする。
- (4) これらの審査の結果については、申請一般電気事業者に対して指摘するものとする。
- (5) この指摘を踏まえ、申請一般電気事業者が申請を適正に補正したと認められる場合の当該申請に係る託送供給等約款料金は、平成26年改正法附則第9条第2項の認可基準に適合していると認められるものとする。

### 2. 用語の意義

この要領において使用する用語は、平成26年改正法第1条の規定による改正後の電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「新電気事業法」という。）及び算定省令において使用する用語の例による。

### 3. 原価算定期間

算定省令第3条第1項に規定する原価算定期間については、原則として3年間とする。た

だし、原価の見通しが極めて困難な事情がある場合には、原価算定期間を1年間とすることも認める。

## 第2章 「原価等の算定」に関する審査

平成26年改正法附則第9条第2項第1号に規定する「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」についての審査は、以下の観点から行うこととする。

### 第1節 基本的考え方

1. 普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）、寄付金及び団体費は原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、これらの費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価への算入を認めない。
2. 契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものについては、事実関係や算定方法を確認する。
3. 資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、削減を求めることが困難であるものを除き、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の一般電気事業者の効率化努力との比較を行いつつ査定を行う。
4. 申請一般電気事業者の関係会社との取引に係る費用のうち、一般管理費等については、削減を求めることが困難であるものを除き、出資比率等を勘案し、申請一般電気事業者に求める効率化努力の水準と比較しつつ査定を行う。
5. 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、一般送配電事業等を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用については、原価への算入を認めない。

### 第2節 営業費

算定省令第4条の規定に基づいて申請一般電気事業者が算定した営業費については、営業費項目ごとに、料金認可時に原価として認めることが適当であるか否か、また、申請一般電気事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき、前節の基本的考え方を踏まえ、次のとおり審査するものとする。

#### 1. 人件費

- (1) 役員数については、最大限の効率化努力を前提に、一般送配電事業等に係る業務の執行上必要不可欠なものとなっているかを確認する。

- (2) 役員給与のうち、社内役員の給与については、国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局長、内部部局長等の平均）と比較しつつ査定を行う。
  - (3) 給料手当のうち、従業員1人当たりの年間給与水準（基準賃金、諸給与金等）については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差については、地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、人事院の「国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差」、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考に判断する。
  - (4) 申請一般電気事業者から関係会社又は団体等への出向者に係る給料手当については、一般送配電事業等の遂行に必要かつ有効であると認められるものに限り原価への算入を認める。
  - (5) 退職給与金については、人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。また、従業員の年金資産の期待運用収益率については、過去の申請一般電気事業者の期待運用収益率や他の一般電気事業者の期待運用収益率を踏まえて査定を行う。
  - (6) 法定厚生費については、健康保険料の事業主負担割合の法定下限が50%であることを踏まえ、単一・連合やガス事業及び水道事業等における健康保険組合の事業主負担割合を勘案しつつ査定を行う。
  - (7) 一般厚生費については、労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。ただし、持株奨励金については、原価への算入を認めない。
  - (8) 委託検針費、委託集金費、雑給等については、一般送配電事業等に係る業務の内容を踏まえ、他の一般電気事業者に係るこれらの費用と比較しつつ査定を行う。
  - (9) 地方議員兼務者の一般送配電事業等に従事していない時間に係る給与については、原価への算入を認めない。
2. 燃料費、購入電力料のうち、原価算定期間内に契約が満了するものについては、他の一般電気事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、燃料にあつては共同調達の実施等を、購入電力料にあつては入札等の努力を求め、これらの取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。
  3. 使用済燃料再処理等既発電費については、申請一般電気事業者が平成17年度前に特定実用発電用原子炉を用いて発電事業に相当する事業を営んでいた他の者との間で当該特定実用発電用原子炉の運転の開始の日から平成17年3月31日までの間の運転に伴って生じた過去の使用済燃料に係る費用を当該申請一般電気事業者が支払う旨の契約を締結していること、当該契約において、使用済燃料再処理等既発電費として計上された額に相当する額が当該契約の相手方である他の者に適切に支払われることとなっていること及び当該過去の使用済燃料に係る費用が適切に計上されていることを確認する。
  4. 修繕費については、一般電気事業者各社一律に設定するのではなく、各社ごとに、過去

実績を元にした基準（帳簿原価に占める修繕費の割合である修繕費率等）等をメルクマールとして設定する。その際、修繕費率の算定期間は一定の長期間とすることとし、直近5年間を基本とする。査定時においては、効率化努力と併せて、今後想定される投資の増加に対する一般電気事業者の取組を個別に考慮する。なお、災害等復旧に係る修繕費については、直近10年間から年間の災害等復旧に係る修繕費が最大の年及び最小の年を除いた8年間の実績平均値を基本とする。

#### 5. 設備関係費（減価償却費、固定資産除却費）

(1) 経営効率化を評価するに当たっては、一般電気事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについては、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものについては、例えば、一定の基準等で原価を査定する。火力発電所を新設・増設・リプレースする場合に入札を行わずに自社で建設する場合には、入札された場合に想定される価格低減効果等を基準に査定する。また、固定資産除却費のうち、除却損については、除却物品の帳簿原価等から当該除却物品の適正な売却価額の見積額を控除することを前提に原価への算入を認める。

(2) 平成26年改正法附則第15条に規定する振替供給であって新電気事業法第27条の31第1項の許可を受けるべきものを行うための設備関係費については、原価への算入を認めない。

#### 6. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から個別査定を行う項目を可能な限り拡大する。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準、過去の類似事例の入札実績等を基準に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

(1) 社宅・寮等の賃借料については、入居率や周辺物件の平均的賃料水準等を勘案し査定を行う。ただし、発電所や変電所の近隣にある社宅・寮等に係る賃借料については、合理的な理由がある場合には、これにかかわらず原価への算入を認める。

(2) 普及開発関係費については、インターネットやパンフレット等を利用した託送供給等約款料金メニューの周知、需要家にとっての電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供については、原価に算入することを認める。ただし、公益的な目的から行う情報提供であっても、イメージ広告に類似するものに係る費用については、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

(3) 寄付金については、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

(4) 団体費については、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

(5) 研究費における一括分担金のように、一般電気事業者間で販売電力収入等一定の比率により各社の負担額が定まるものについては、個別の研究内容を確認できず査定が行えない場合には、原価への算入を認めない。

7. 他の一般電気事業者の同種の設備と比較して、著しく低い稼働率となっている設備に係る減価償却費等の営業費については、正当な理由がある場合を除き、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

### 第3節 事業報酬

算定省令第5条の規定に基づいて申請一般電気事業者が算定した事業報酬については、第1節の基本的考え方を踏まえ、以下の観点から、その適正性を審査することとする。

#### 1. レートベース

算定省令第5条第3項各号に掲げる項目の適正性を審査するものとする。具体的には、各項目の額が営業費の算定との関係において整合的であるか否か、特定投資の額が「一般送配電事業等の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められ」るか否か等につき審査するものとする。また、特定投資に計上した投資が配当を得られるものである場合には、その配当を原価から適切に控除しているかを確認するものとする。

供給設備については、デマンド・レスポンス（需給調整契約を含む。）等を踏まえた需要見通しを前提とした設備に限定し、長期停止発電設備については、原価算定期間内に緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性等を踏まえてレートベースに算入する。

なお、他の一般電気事業者の同種の設備と比較して、正当な理由なく著しく低い稼働率となっている設備については、レートベースから除外する。ただし、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提にレートベースへの算入を認める。

#### 2. 報酬率

算定省令第5条第4項の規定により算定されているか否かにつき審査するものとする。

##### (1) 自己資本報酬率

公に適正と認められ広く公表・認知されている「自己資本利益率」及び「国債、地方債等公社債の利回り」であって、一般電気事業者の経営状況を判断するに適切な期間の平均値を用いるものとする。

自己資本報酬率の設定に当たっては、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないように、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する。

具体的には、全ての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率（以下「全産業自己資本利益率」という。）を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率（以下「公社債利回り実績率」という。）を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値の直近7年間の値を平均した値とする（全産業自己資本利益率が公社債利回り実績率を下回る場合には公社債利回り実績率とする）。ただし、 $\beta$ 値については、東日本大

震災前7年間の全ての一般電気事業者の $\beta$ 値の平均値を用いるものとする。

自己資本報酬率 =  $(1 - \beta) \times$  公社債利回り実績率 +  $\beta \times$  全産業自己資本利益率

$\beta$  値 : 一般電気事業の事業経営リスク、市場全体の株式価格が1%上昇するときの一般電気事業の株式の平均上昇率

$\beta$  値 = 一般電気事業の収益率と株式市場の収益率との共分散 / 株式市場の収益率の分散

## (2) 他人資本報酬率

公社債利回り実績率に東日本大震災前の一般電気事業者のリスクプレミアム(一般電気事業者の有利子負債利率から公社債利回り実績率を控除して得た値)の平均値を加えて得た値を用いるものとする。この際、公社債利回り実績率については直近5年間の値の平均値を用いることとし、リスクプレミアムについては東日本大震災前5年間の値の平均値を用いるものとする。

## 第4節 控除収益項目

算定省令第7条の規定に基づいて申請一般電気事業者が算定した控除収益項目については、契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものにあつては、事実関係や算定方法を確認し、その項目ごとに、申請一般電気事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かを審査するものとする。

## 第5節 比較査定

申請一般電気事業者が申請した原価等については、第2節に定めるところにより、その適正性を審査した上で、当該申請一般電気事業者及び他の一般電気事業者が申請した原価等を勘案して経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行い、次章第1節から第3節に定める方法に基づき効率化努力目標額を算定するものとする。

# 第3章 効率化努力目標額の算定等

## 第1節 比較指標

経営効率化努力の度合いの一般電気事業者間の相対比較は、一般経費(営業費のうち、役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、廃棄物処理費、消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費(排出クレジットの自社使用に係る償却額を除く。)、貸倒損、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)、建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)及び電力費振替勘定(貸方)の額の合計額をいう。以下同じ。)の単価の水準及び変化率を用いて、次に定めるところにより行うものとする。

その際、各一般電気事業者の特定融通契約及び振替供給契約に関する地域特性による補正(以下「個別補正」という。)、需要密度及び需要構成等の地域特性による補正(以下「地域補正」という。)を必要に応じ適宜実施し、公正な競争条件となるよう措置することとする。

## 1. 個別補正及び地域補正

### (1) 個別補正

一般経費における補正は、次により行うものとする。

- ① 特定融通契約及び振替供給契約（全国融通に係るものを除く。）の対象となっている経費を控除することとする。
- ② 離島供給に係る経費を控除することとする。

### (2) 地域補正

個別補正を行った後、需要密度、需要構成等の地域特性を勘案し、次の指標を用いた統計分析に基づいて算定した地域補正係数を基に単価を補正することとする。

- (イ) 需要電力量を口数で除して得た値
- (ロ) 人口集中地域の比率
- (ハ) 高圧以下の需要の比率

## 2. 比較指標

- (1) 対象一般電気事業者（平成24年7月25日から平成26年改正法附則第9条第1項の政令で定める日までの間に平成26年改正法第1条の規定による改正前の電気事業法第19条第1項の認可を受けた一般電気事業者以外の一般電気事業者をいう。以下同じ。）効率化努力目標額を算定するための単価の水準及び変化率は以下のとおりとする。

### ① 単価の水準

原価算定期間中の個別補正後の一般経費／原価算定期間中の販売電力量×地域補正係数

### ② 単価の変化率

原価算定期間中の個別補正後の一般経費／原価算定期間中の販売電力量÷直近の届出を行った供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費であって一般送配電事業等に相当するものに係るもの／直近の届出を行った供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

- (2) 比較一般電気事業者（対象一般電気事業者以外の一般電気事業者をいう。以下同じ。）単価の水準及び変化率は以下のとおりとする。

### ① 単価の水準

比較一般電気事業者の直近の認可を受けた供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費であって一般送配電事業等に相当するものに係るもの／比較一般電気事業者の直近の認可を受けた供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量×地域補正係数

### ② 単価の変化率

比較一般電気事業者の直近の認可を受けた供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費であって一般送配電事業等に相当するものに係るもの／比較一般電気事業者の直近の認可を受けた供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量÷原価算定期間の初日から過去3年間の末日（時系列では初日）において適用された比較一般電気事

業者の供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費であって一般送配電事業等に相当するものに係るもの／原価算定期間の初日から過去3年間の末日（時系列では初日）において適用された比較一般電気事業者の供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

対象一般電気事業者ごとに単価の変化率の算定における申請原価との比較対象となる基準日（以下「起算日」という。）が異なる場合には、各起算日のうち、最も直近の時点を全ての対象一般電気事業者及び比較一般電気事業者において共通の起算日として適用し、単価の変化率を算定するものとする。

## 第2節 点数評価の方法及び分類方法

一般電気事業者間の水準比較及び変化率比較において行う点数評価については、一般経費の水準及び変化率について、それぞれ最上位を100点、最下位を0点とし、その他は比例法で点数化するものとする。

その上で、水準比較と変化率比較で得られた点数を合計し、これに応じて対象一般電気事業者を次の3つのグループに分類する。

区分	区分基準点数
グループⅠ	121点以上200点以下
グループⅡ	79点以上120点以下
グループⅢ	0点以上78点以下

## 第3節 効率化努力目標額の算定

1. グループごとの効率化努力目標額の算定の考え方は、次のとおりとする。

グループⅠ：0円とする。

グループⅡ：一層の効率化努力を促す観点から査定率を1.5%として、効率化努力目標額を設定する。

グループⅢ：一層の効率化努力を促す観点から査定率を3.0%として、効率化努力目標額を設定する。

2. 対象一般電気事業者の効率化努力目標額は、対象一般電気事業者が申請した原価等について第2章第2節に定めるところにより、適正性を審査した上の個別補正後の一般経費の額（他産業等との比較を行ったもの、入札等を実施するもの又はトップランナー基準や入札見込額等に基づく個別査定を経たものについては除く。）に、上記で設定した査定率を乗じて算定した額の合計とする。

## 第4節 効率化努力目標額の取扱い

1. 前節により算定された効率化努力目標額を査定額として対象一般電気事業者に対して指摘するものとする。

2. この指摘を踏まえた対象一般電気事業者の補正については、前節により算定された効率化努力目標額を算定省令第8条第1項第1号から第8号までに定める部門毎の一般経費に占める各営業費項目の割合に応じそれぞれ配分した額を、申請原価の各営業費項目から差し引くことによって行われているか否かを審査するものとする。

#### 第4章 「アンシラリーサービス費への整理」に関する審査

算定省令第9条第1項第1号の規定により整理されているか否かを審査するものとする。

具体的には、算定省令第8条第1項及び第2項又は第4項の規定により水力発電費及び火力発電費の部門に整理された第一次整理原価のアンシラリーサービス費への整理について、以下の観点から、その適正性を審査することとする。

なお、アンシラリーサービスを提供するために必要となる供給力であって、入札等を経て調達するものについては、地帯間購入電源費又は他社購入電源費として算定した上でアンシラリーサービス費に整理するものとし、以下の算式による算定との重複は認めないものとする。

1. 電気の周波数の値の維持及び算定省令第1条第2項第2号イからハまでに規定する電気の供給であって、離島以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。

電気の周波数の値の維持及び算定省令第1条第2項第2号イからハまでに規定する電気の供給のために確保することが必要な水力発電設備又は火力発電設備の容量 (kW) ×それぞれの発電設備の kW 当たりの固定費 + 追加的増分費用 (注1)

(注1) 負荷変動の大きい時間帯等において、出力調整余力を確保するため、電気の周波数の値の維持等のために確保した発電設備以外の発電設備に対し、部分負荷運転 (当該発電設備の最大出力より低い出力で当該発電設備の運転を行うことをいう。) を指令する場合に追加的に要する費用をいう。

2. 送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整であって、離島以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。

送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整に要する水力発電設備又は火力発電設備の発電に係る発電電力量 (kWh) の原価算定期間における合計値 × kWh 当たりの増分可変費 (注2)

(注2) 電気の潮流の調整のため、可変費の高い発電設備に対する発電量の増加の指令及び可変費の低い発電設備に対する発電量の抑制の指令を行う場合における当該可変費の高い発電設備の kWh 当たりの可変費と当該可変費の低い発電設備の kWh 当たりの

可変費の差をいう。

3. 送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う揚水式発電設備における揚水運転であって、離島以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。

送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う揚水式発電設備における揚水運転に要する発電電力量 (kWh) の原価算定期間における合計値×揚水運転に要する電力量の kWh 当たりの単価

4. 電気の電圧の値の維持であって、離島以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。

(1) 水力発電設備による調相運転（無効電力を供給するため、水力発電設備を回転機として運転することをいう。）を行う場合

水力発電設備による調相運転に要する発電電力量 (kWh) の原価算定期間における合計値（注3）×当該調相運転に要する電力量の kWh 当たりの単価

（注3）電気の電圧の値の維持のために行う無効電力供給量の原価算定期間における合計値に無効電力供給量に対する電力損失率を乗じて得た値をいう。

(2) 特定の地域の発電設備の運転を行う場合

電気の電圧の維持に要する水力発電設備又は火力発電設備の発電に係る発電電力量 (kWh) の原価算定期間における合計値×kWh 当たりの増分可変費（注4）

（注4）電気の電圧の維持のため、可変費の高い発電設備に対する発電量の増加の指令及び可変費の低い発電設備に対する発電量の抑制の指令を行う場合における当該可変費の高い発電設備の kWh 当たりの可変費と当該可変費の低い発電設備の kWh 当たりの可変費の差をいう。

5. その発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備の維持であって、離島以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。

その発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備の維持に要する費用

## 第5章 「料金の計算」に関する審査

### 第1節 「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」に関する審査

平成26年改正法附則第9条第2項第3号に規定する「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」については、あらかじめ料金表等において料金率、計算式、参照すべき指標（取引所価格等）が明確に定められているか否かを審査するものとする。

### 第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

同項第5号に規定する「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、託送供給等の相手方となる全ての者に対して平等であるか否かを審査するものとする。なお、審査は、3需要種別に整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定について重点的に行うこととする。

### 第3節 インバランス料金の設定に関する審査

算定省令第4章の規定により設定されているか否かを審査するものとする。

算定省令第28条の規定に基づき、特定供給者（平成26年改正法の施行の日前に締結された特定契約に係る認定発電設備又は平成26年改正法の施行の日後に締結された特定契約に係る認定発電設備であって化石燃料を燃料としていないもの若しくは電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第6条第1項第3号ニに規定する地域資源バイオマス発電設備を用いる特定供給者に限る。）の求めに応じて、一般送配電事業者が当該特定供給者が維持し、及び運用するこれらの認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定している場合におけるインバランス料金が設定されていることを確認する。